

事務事業名		拠出金事業 法定分		☐ 実施計画登載事業 ☐ 総合戦略登載事業	
政策体系	政策名	02 安心が確保されたまちづくりの推進		事業期間	
	施策名	10 地域医療の充実		☐ 単年度のみ ☒ 単年度繰返 (開始 平成12 年度～)	
	基本事業名	02 医療保険財政の健全化		☐ 期間限定複数年度 【計画期間】 年度～ 年度 ※全体計画欄の総投入量を記入	
根拠法令		介護保険法第150条		予算科目 会計 10 款 03 項 01 目 01 02 00 事務事業区分 A 政策事業 B 施設整備 C 施設管理 D 補助金等 E 一般(A～D以外)	
所属	部課名	生活福祉部国保年金課			
	課長名	佐藤信一			
	係名	国保係	電話	0192-27-3111	
	担当者	門口 光貴	内線	143	
事務事業の概要(具体的なやり方、手順、詳細。期間限定複数年度事業は全体像を記述)					
国民健康保険で負担する義務的拠出金事業。 項目は、①後期高齢者支援金 ②前期高齢者納付金 ③老人保健拠出金 ④介護納付金とそれぞれに係る事務費の拠出金となっている。本事業は、各種法令にしたがって、医療保険者が拠出するものである。 ①後期高齢者支援金は、毎年1人当たり負担単価が定められ、被保険者数を乗じて算定する。 ②前期高齢者納付金も、①と同様に1人当たり単価が定められ、被保険者数を乗じて算定する。 ③老人保健拠出金は、旧老人保健法により拠出することとなっているものであるが、既に通常分の支払は終了しており、今後は年度遅れ請求に対するものだけとなっている。(平成29年度においては請求なし。) ④介護納付金は、国保被保険者で介護保険法第2号被保険者にかかる保険料分として拠出するものである。 なお、平成30年度の国保制度改正により、都道府県も保険者に加わったことから、上記拠出金業務は同年度より岩手県の業務となる。一方、市町村においては、国保運営の必要経費として県へ国民健康保険事業費納付金を支払うこととなる。(H30予算:03款01項01目(00事業))					
全体計画(※期間限定複数年度のみ)					
総投入量		事業費 財源内訳 国庫支出金 都道府県支出金 地方債 その他 一般財源 事業費計(A) 0 正規職員従事人数 延べ業務時間 人件費計(B) 0 トータルコスト(A)+(B) 0			

(1) 事務事業の目的と指標												
① 手段(主な活動)				⑤ 活動指標(事務事業の活動量を表す指標)								
前年度実績(前年度に行った主な活動)				名称				単位				
被保険者数や介護保険2号被保険者数に応じて算定される各種拠出金の支払。 納付先は、社会保険診療報酬支払基金				ア 拠出額(後期高齢者支援金、老人保健)				千円				
				イ 拠出額(前期高齢者納付金)				千円				
				ウ 拠出額(介護納付金)				千円				
今年度計画(今年度に計画している主な活動)				⑥ 対象指標(対象の大きさを表す指標)								
各市町村ごとの被保険者数、医療費水準、所得水準により算定される国民健康保険事業費納付金(医療費、後期高齢者支援分、介護分)の支払。 納付先は、岩手県				名称				単位				
				カ 国保被保険者				人				
				キ 国保加入の介護保険第2号被保険者				人				
② 対象(誰、何を対象にしているのか) * 人や自然資源等				ク								
国保被保険者 介護保険第2号被保険者				⑦ 成果指標(対象における意図の達成度を表す指標)								
				名称				単位				
				サ 支払率				%				
③ 意図(この事業によって、対象をどう変えるのか)				シ								
医療保険者として負担する額を適切に拠出する。				ス								
④ 結果(基本事業の意図:上位の基本事業にどのように貢献するのか)												
各種制度の適正かつ安定的運営を図る。												
(2) 総事業費・指標等の推移												
			年度	27年度(実績)	28年度(実績)	29年度(実績)	30年度(目標)	31年度(目標)	32年度(目標)			
			単位									
投入量	事業費	財源内訳	千円	207,260	276,708	240,724						
		国庫支出金	千円	41,402	18,500	17,443	243,231	243,231	243,231			
		都道府県支出金	千円									
		地方債	千円	20,414	225,076	329,076	285,383	285,383	285,383			
		その他	千円	368,853	107,430	160,640	602,986	602,986	602,986			
	人件費	一般財源	千円	637,929	627,714	747,883	1,131,600	1,131,600	1,131,600			
		事業費計(A)	千円									
		正規職員従事人数	人	1	1	1	1	1	1			
		延べ業務時間	時間	8	8	8	80	80	80			
		人件費計(B)	千円	32	32	32	320	320	320			
トータルコスト(A)+(B)			千円	637,961	627,746	747,915	1,131,920	1,131,920	1,131,920			
⑤活動指標			ア	千円	468,557	458,342	499,216	228,316	228,316	228,316		
			イ	千円	434	277	1,809	0	0	0		
			ウ	千円	169,087	169,186	211,947	86,781	86,781	86,781		
⑥対象指標			カ	人	10,646	9,983	9,448	9,000	8,700	8,400		
			キ	人	4,205	3,883	3,830	3,500	3,300	3,100		
			ク									
⑦成果指標			サ	%	100	100	100	100	100	100		
			シ									
			ス									

事務事業ID	0131	事務事業名	拠出金事業 法定分
--------	------	-------	-----------

(3) 事務事業の環境変化・住民意見等

① この事務事業を開始したきっかけは何か？いつ頃どんな経緯で開始されたのか？
 本事業は、それぞれの法令の定めにより、医療保険者が拠出することとなったものであり、事業開始は次のとおりである。
 ①後期高齢者医療支援金:平成20年度、②前期高齢者納付金:平成20年度、③老人保健拠出金:昭和58年2月、④介護納付金:平成12年度
 いずれも、高齢者の医療や介護事業の中で、制度化されたものである。

② 事務事業を取り巻く状況(対象者や根拠法令等)は、開始時期あるいは後期基本計画策定時と比べてどう変わったのか？
 平成30年度の国保制度改正により、都道府県も保険者に加わったことから、当該拠出金業務は同年度より岩手県の業務となる。一方、市町村においては、国保運営の必要経費として県へ国民健康保険事業費納付金を支払うこととなる。(H30予算:03款01項01目(00事業))

③ この事務事業に対して関係者(住民、議会、事業対象者、利害関係者等)からどんな意見や要望が寄せられているか？
 特になし

2 評価の部(SEE) * 原則は事後評価、ただし複数年度事業は途中評価

目的 妥当性 評価	① 政策体系との整合性 この事務事業の目的は当市の政策体系に結びつくか？意図することが結果に結びついているか？	☐ 見直し余地がある ⇒【理由】 ☒ 結びついている ⇒【理由】 法定事務として実施しているものである。
	② 公共関与の妥当性 なぜこの事業を当市が行わなければならないのか？税金を投入して、達成する目的か？	☐ 見直し余地がある ⇒【理由】 ☒ 妥当である ⇒【理由】 法定事務として、医療保険者として実施しているものである。
	③ 対象・意図の妥当性 対象を限定・追加すべきか？意図を限定・拡充すべきか？	☐ 見直し余地がある ⇒【理由】 ☒ 適切である ⇒【理由】 法定事務として実施しており、対象及び意図は制度によって決められているため妥当である。
有効性 評価	④ 成果の向上余地 成果を向上させる余地はあるか？成果の現状水準とあるべき水準との差異はないか？何が原因で成果向上が期待できないのか？	☒ 向上余地がある ⇒【理由】 ☐ 向上余地がない ⇒【理由】 平成30年度から拠出する国民健康保険事業費納付金は、各保険者の医療費水準、所得水準等を算定基準とし都道府県が決定するため、医療費の抑制を図り、適切な税率設定を行うことで円滑な国保財政運営を図ることが出来る。
	⑤ 廃止・休止の成果への影響 事務事業を廃止・休止した場合の影響の有無とその内容は？	☐ 影響無 ⇒【理由】 ☒ 影響有 ⇒【その内容】 法令上、市町村の判断により廃止・休止はできず、平成30年度からは国民健康保険事業費納付金とした新たに制度開始となる。
効率性 評価	⑥ 事業費の削減余地 成果を下げずに事業費を削減できないか？(仕様や工法の適正化、住民の協力など)	☐ 削減余地がある ⇒【理由】 ☒ 削減余地がない ⇒【理由】 平成30年度から拠出する国民健康保険事業費納付金は、各保険者の医療費水準、所得水準等を算定基準とし都道府県が決定するため、医療費の抑制を図り、適切な税率設定を行うことで円滑な国保財政運営を図ることが出来る。
	⑦ 人件費(延べ業務時間)の削減余地 やり方を工夫して延べ業務時間を削減できないか？成果を下げずに正職員以外の職員や委託でできないか？(アウトソーシングなど)	☐ 削減余地がある ⇒【理由】 ☒ 削減余地がない ⇒【理由】 平成30年度からの制度改正に伴い、国民健康保険事業費納付金に係る県への報告業務等の増加が見込まれる。
公平性 評価	⑧ 受益機会・費用負担の適正化余地 事業の内容が一部の受益者に偏っていないか？不公平ではないか？受益者負担が公平・公正になっているか？	☒ 見直し余地がある ⇒【理由】 ☐ 公平・公正である ⇒【理由】 平成30年度から保険者に都道府県が加わり、県単位での国保運営が行われることになったが、各市町村の保険税水準は統一化されておらず市町村ごとに設定されているが、今後、適切な設定のあり方について議論していくことが必要となる。

3 今後の方向性(次年度計画と予算への反映)(PLAN)

(1) 改革改善の方向性		(2) 改革・改善による期待成果																					
1 現状維持 ② 改革改善(縮小・統合含む) 3 終了・廃止・休止		平成30年度からは国保制度改正に伴い、国民健康保険事業納付金の納付事務へ移行する。 左記(1)の改革改善を実施した場合に期待できる成果について該当欄に「●」を記入する。 (終了・廃止・休止の場合は記入不要)																					
(3) 改革改善を実現する上で解決すべき課題とその解決策又は特記事項等 平成30年度から拠出する国民健康保険事業費納付金は、各保険者の医療費水準、所得水準等を算定基準とし都道府県が決定するため、医療費の抑制を図り、適切な税率設定を行うことで円滑な国保財政運営を図ることが出来る。		<table border="1"> <tr> <th colspan="2" rowspan="2"></th> <th colspan="3">コスト</th> </tr> <tr> <th>削減</th> <th>維持</th> <th>増加</th> </tr> <tr> <th rowspan="3">成果</th> <th>向上</th> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <th>維持</th> <td></td> <td>●</td> <td>×</td> </tr> <tr> <th>低下</th> <td></td> <td>×</td> <td>×</td> </tr> </table>			コスト			削減	維持	増加	成果	向上				維持		●	×	低下		×	×
		コスト																					
		削減	維持	増加																			
成果	向上																						
	維持		●	×																			
	低下		×	×																			

4 課長等意見

(1) 今後の方向性	(2) 全体総括・今後の改革改善の内容
① 現状維持 2 改革改善(縮小・統合含む) 3 終了・廃止・休止	国保制度改正に伴う事務改善に対応した事務執行を進める。